

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [使用者の不当労働行為](#) ②
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

使用者の不当労働行為 ②

支配介入に当たるとされた事例（1）

1. 団交決裂後、社長声明で「重大な決意」を表明したこと。（プリマハム事件）

組合幹部のスト方針は遺憾であり「…現在以上の回答を出すことは絶対不可能でありますので、重大な決意をせざるを得ません」として、節度ある行為を求める内容の全従業員あて社長声明を掲示したこと（不当労働行為と認定（最高裁））
 ①当該事情のもとでは、組合側が団交決裂宣言をしたことはやむを得ないと評価す余地が少なくないこと。②「重大な決意」とは、一般的に言って組合員に対する威嚇の効果を持つことは否定できないこと。③声明文が会社の最高責任者としての社長名で発表されていること。④その影響として声明文発表後ストに反対する組合内部の動きが急に現われたこと。⑤このことから組合内部の執行部方針に批判的な勢力に力を与え勇気づけ、193名に及ぶ脱落者が出たこと。などを総合して考えると、社長声明は、ストをいっただのような方法で行うか等という、組合が自主的に判断して行動すべき組合の内部運営に対する支配介入行為にあたると認めるのが相当である。と判断している。

2. 労組の上部団体加入を批判した社長発言が支配介入となった事例

社長が会社の窮状を訴え、「組合が連合会に加入した以上、人員整理につき特別扱いはできなくなった」旨の演説を行い、その後組合が連合会から脱退したケースについて、不当労働行為として争われ、最高裁第二小法廷は、**社長発言が客観的に組合の運営に対し影響を及ぼした事実がある以上、たとえ、発言者に、この点につき主観的認識乃至目的がなかったとしても不当労働行為としての支配介入が成立する。**と判示した。（山岡内燃機事件：S29年）

不利益取扱いによる「不当労働行為」の場合は、使用者の不当労働行為意思が必要であるが、「団体交渉拒否、支配介入」による不当労働行為の場合には、不当労働行為意思は不要。というのが通説となっている。

[使用者の不当労働行為（PDF版）](#)
[▶ サイトマップ](#)
[▶ このサイトについて](#)
[▶ 個人情報保護の取組みについて](#)
[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[関連リンク](#)

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら